

平成30年度（2018年度）

定期監査結果報告書

（10月、11月、12月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1 監査の期間	1
2 監査の対象部局	1
3 監査の範囲及び方法	2
4 監査の結果	2
(1) 総務部	3
(2) 都市活力部	6
(3) 財務部	8
(4) 選挙管理委員会	10
(5) 教育委員会（小・中学校）	12
(6) 教育委員会	15
(7) 政策企画部	19
(8) 都市計画推進部	21
(9) こども未来部	23
(10) こども未来部（こども園）	25
(11) 豊中都市管理株式会社【財政援助団体】	28

※平成30年10月、11月、12月に実施した定期監査の結果について
取りまとめました。

1 監査の期間

平成30年9月26日（水）から平成30年12月25日（火）まで

2 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	実施日
総務部	情報政策課	9月26日 ～10月31日
都市活力部	空港課	9月26日 ～10月31日
財務部	市民税課、債権管理課	9月26日 ～10月31日
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	10月5日 ～10月31日
教育委員会	桜井谷小学校、中豊島小学校、野田小学校、 島田小学校、豊島北小学校、緑地小学校、 第一中学校、第十一中学校 中央公民館、螢池公民館、庄内公民館、 千里公民館、 コミュニティプラザ（中豊島、庄内、大池）	11月1日 ～11月27日
政策企画部	企画調整課、とよなか都市創造研究所	10月22日 ～11月27日
都市計画推進部	市街地整備課、 千里ニュータウン再生推進課	12月7日 ～12月25日
こども未来部	こども政策課、東豊中こども園、 旭丘こども園、島田こども園、 高川こども園、原田こども園	11月20日 ～12月25日
豊中都市管理株式会社	豊中都市管理株式会社	12月18日 ～12月25日

3 監査の範囲及び方法

監査対象部局の所掌事務のうち、平成30年度における収入、支出、契約事務などの財務に関する事務が、関係法令等に則り、適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の事務においては、以下に記載のとおり、「イ. 指摘事項」については、速やかに所要の措置を講じられるよう求めるとともに、「ロ. 要望事項」については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

また、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については、「ハ. 留意事項」として記載した。これらの事項については、その都度口頭で改善を求めたところである。

あわせて、監査の過程において行ったその他の指導及び助言についても、参考にされ改善されたい。

(1) 総務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（情報政策課）

豊中市保険システム（介護保険制度改正一次対応）変更業務委託契約（契約金額14,529,456円、契約期間H30年6月11日～H31年3月31日まで）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第8号
---------	------------	-------

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の下請け業者からの徴取について（情報政策課）

長期継続契約の住民情報システムリース機器保守委託契約（契約金額27,669,600円、契約期間H30年6月1日～H32年9月30日まで）において、暴力団排除条例に基づく誓約書が下請業者4社中1社のみ徴取となっていた（3社未徴取）。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第8号
---------	------------	-------

◆委託契約における再委託承諾申出書の提出について（情報政策課）

豊中市税総合システム（家屋評価システム連携対応）変更業務委託、豊中市共通基盤システム（児童手当税連携項目追加対応）変更業務委託、仮想サーバ児童手当システム環境構築業務委託の契約において、再委託承諾申出書の提出がされていなかった。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第8号
---------	------------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆市ホームページにおける情報セキュリティについて（情報政策課）

電子申請システムなどの市ホームページにおいて、外部からの不正アクセス防止の観点からウェブサイト全体の通信を常時暗号化するSSL方式への移行を進めている。その移行をすみやかに完了するために、各部局に対して積極的に指導をされたい。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第8号
---------	------------	-------

◆情報セキュリティ研修について（情報政策課）

情報漏洩事故などのおもな原因は、職員によるヒューマンエラーであるので、組織としての情報セキュリティ度のレベルを維持・向上させるため、その職員に対して、情報セキュリティ研修を義務付けるなど効果的な対策を検討されたい。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第8号
---------	------------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・契約案件について、「再委託承諾申出書」に記載されている契約書上の根拠条項が誤っているが、そのまま承諾しているものが散見された。（情報政策課）
- ・契約書（情報管理係）5年簿冊の平成30年度ISO/IEC27001サーベイランス審査業務委託契約において、代表者氏名、代表者印のない見積書が添付されており、正式な見積書の徴取がされていなかった。（情報政策課）
- ・契約書の印紙に公印での消印がされていないものがあった。（情報政策課）
- ・平成30年5月28日施行、豊総情第378号の「端末保守契約」及び平成30年5月28日施行、豊総情第425号の「平成30年度千里公民館講習用端末機器等の賃貸借契約」の再委託において、「再委託に関するガイドライン」（平成29年8月）に定めている様式を使用していなかった（ただし、平成30年7月契約より是正されている）。（情報政策課）
- ・随意契約において、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（豊中市財務規則第104条）の金額以下であるところ、同項第2号を適用していた。（情報政策課）
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する随意契約について、10月9日時点で、市ホームページに随意契約理由を公表していないものが散見された。（情報政策課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・契約書（システム開発）5年簿冊の「仮想サーバーDokuWiki環境構築業務委託」、「豊中市汎用機システム（閉塞自動化設定）変更業務委託」の検収の起案において、施行日及び検収書（案）のいずれにも日付が記載されておらず、検収書が発行されたのが不明となっていた（同内容の起案書が散見された）。（情報政策課）
- ・契約案件で受託業者から提出された誓約書、納品書等の書類に日付の記載がないものが散見された。（情報政策課）

- ・ 施行日欄が未記入の起案が散見された。(情報政策課)
- ・ 住民情報システム事務処理3年簿冊に綴じられるべき起案が、契約書簿冊に綴じられていた。(情報政策課)
- ・ 契約書簿冊に綴じられるべき「豊中市情報セキュリティ研修支援業務委託」及び「平成30年度ISO/IEC27001サーベイランス審査業務委託」契約に係る支出負担行為決議書が、支出負担行為伺兼決定書(情報管理係)5年簿冊に綴じられていた。(情報政策課)
- ・ 勤務を要しない日の振替簿3年簿冊において、鉛筆での修正があった。(情報政策課)
- ・ 長期継続契約の簿冊に綴じられるべき契約案件書類が、契約簿冊に綴じられていた。(情報政策課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・ 勤務を要しない日の振替簿において、振替日時が未記入のまま命令がなされていた。また、命令なく(所属長印がなく)振替がなされていた。(情報政策課)
- ・ 出退勤システムにおいて、特定の人物について時間外勤務の登録がなされていないにもかかわらず、退庁時刻が勤務時間を大きく超えているものが散見された。(情報政策課)

(2) 都市活力部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆敷地内における公衆電話ボックス、郵便ポストの設置について（空港課）

共同利用施設敷地内に設置されている公衆電話ボックス及び郵便ポストについて、使用許可の手続きがなされていない。また、設置使用料の徴収がされていない。（公衆電話ボックス12施設、郵便ポスト1施設）

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第10号
---------	------------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・共同利用施設に設置されている公衆無線LAN設備設置手数料が（款）使用料及び手数料で収入すべきところ、（款）財産収入で歳入されていた（113,850円）。（空港課）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・共同利用施設庄内幸センター老朽化に伴う管理人室の修繕を5月、6月、7月に行なっているが、修繕内容から緊急性は乏しく一件発注すべきものと考えられるところから、合理的、経済的な契約とはいえない契約となっていた。（空港課）

「豊中市共同利用施設庄内幸センター管理人室浴室等修繕」

契約金額 450,360円（税込）

契約日 平成30年5月21日

契約期間 平成30年5月21日から平成30年6月8日まで

「豊中市共同利用施設庄内幸センター管理人室台所修繕」

契約金額 510,840円（税込）

契約日 平成30年6月15日

契約期間 平成30年6月15日から平成30年6月29日まで

「豊中市共同利用施設庄内幸センター管理人室和室修繕」

契約金額 573,696円（税込）

契約日 平成30年7月12日

契約期間 平成30年7月12日から平成30年7月27日まで

- ・「旧庄内温水プール代替水泳教室事業（10月～3月）」委託契約2件において平成30年9月3日付で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の随意契約として締結しているが、ホームページでの随意契約理由が公表されていなかった。（スポーツ振興課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・現地確認した共同利用施設（蛍池センター、曾根東センター、浜センター）において、備品ラベルのないものや使用不能の備品が保管されたままになっており、廃棄手続きがされていないものが散見された。（空港課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・生活保護世帯の冷房電気料金助成金関係簿冊の保存年限が豊中市行政文書管理規則に定められている10年保存ではなく5年保存簿冊となっていた。（空港課）
- ・臨時職員出勤簿において、時間単位の休暇取得の際、出勤状況の欄に有給のゴム印を押し、その上に取得時間を記載するところが、誤った欄に記載されていた。（空港課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出退勤システムにおいて、時間外勤務の事前命令の承認決裁がなされていないもの、また、実績報告の承認決裁がなされていないものがあつた。（空港課）
- ・管内出張命令簿において、旅費入力チェック欄に記載のないものがあつた。（空港課）
- ・臨時職員の有給休暇年次繰越分の30分について、本年度分と組み合わせて1時間単位として取るべきところを、繰越分の30分のみで取得していた。（空港課）

(3) 財務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・現金等保管袋関係綴（現金・その他）について、所属長の確認欄がないなど、適正管理の観点から、適切ではないと思われる様式となっていた。（債権管理課）

⑤物品管理事務に関する事項

- ・内規では、定められた用途以外の用途による携帯電話の持出しについては、所属長の事前許可を得ることと定められているが、携帯電話管理台帳における所属長の許可が月次ごとの事後許可となっていた。（債権管理課）
- ・備品台帳に記載されている備品のうち、試査により自動開封機、シュレッダーについて使用・保管状況の確認を行ったが、10月2日現在、廃棄されているのに自動開封機1台の廃棄処分の事務手続が行われていなかった。（市民税課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・出張命令簿において、旅費入力欄のチェック漏れが散見された。（債権管理課）
- ・支出負担行為同兼決定書の記載内容が鉛筆で訂正されていた。（債権管理課）
- ・交付要求解除決議書において、決行印の押印漏れや押印箇所が適正でないものがあった。（債権管理課）
- ・財産調査綴において、決行印の押印漏れがあった。（債権管理課）
- ・延滞金減免申請書綴において、減免の適用条項の誤記や適用条項、起案日又は完納、分納申請又は納付予定の記載漏れがあった。（債権管理課）

- ・大阪府域地方税徴収機構綴において、起案文書の決裁区分欄に部長決裁とあるのに税務・債権管理長までで決裁がとどまっているものがあつた。(債権管理課)
- ・支出負担行為伺兼決定書綴において、1千万円を超える支出負担行為が部長ではなく、課長決裁で行われていた。また、添付されている契約書の第1条に存在しない「図面」という文言が使用されていた。(市民税課)
- ・個人市・府民税減免申請書綴において、市・府民税減免申請書兼決議書に失業、廃業、死亡、その他、年月日欄、合計所得金額欄、扶養控除合計金額欄、減免割合の未記入及び誤記や訂正印の押印漏れが、市・府民税減免申請書類確認書に担当者印及び訂正印の押印漏れがあつた。また、必要がないと思われる個人番号が記載されていた。(市民税課)
- ・相続人代表者指定届に不要と思われる相続人代表者の変更の際の根拠規定である「地方税法施行令第2条第6項」という文言が記載されていた。(市民税課)
- ・課税調査照会綴において、施行された文書の発出日が未記入のものがあつた。(市民税課)
- ・個人市・府民税減免申請却下棄却等綴において、公印と契印を押印せずに施行した文書や公印を使用していないのに公印取扱者が押印している文書があつた。(市民税課)
- ・出張命令簿において、旅費入力欄のチェック漏れや合計欄の記載漏れが散見された。(市民税課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・勤務を要しない日の振替簿において、40時間超欄に記載漏れがあつた。(債権管理課)

(4) 選挙管理委員会

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・契約依頼何の随意契約の適用条項を1号と記載すべきところを2号又は5号と誤記していた。また、契約の方法の欄に記載漏れがあった。（選挙管理委員会事務局）

④現金等管理事務に関する事項

- ・郵便切手受払簿において、2円切手、80円切手及び82円切手の保管切手の枚数に誤記があった。（選挙管理委員会事務局）

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・府からの照会・通知の簿冊において、委員長の公印を使用しているのに、控え文書に公印を使用したことを示す印の押印と公印取扱者等の押印がなかった。また、公印を使用していないのに、控え文書に公印を使用したことを示す印の押印がなされていた。（選挙管理委員会事務局）
- ・「ボディパネル（車両用シート）の原稿について」の起案において、行政文書管理規則に基づく簡易決裁・供覧用紙とは異なる様式の簡易決裁・供覧用紙を用いていた（起案日及び決裁・供覧日の欄なし）。（選挙管理委員会事務局）
- ・「市長選挙等の選挙公報への協力について（依頼）」の起案に添付されている「通行禁止道路通行許可申請書」において、公印を使用しているのに簡易決裁・供覧用紙に決行印と公印看守者等の押印がなされていなかった。（選挙管理委員会事務局）

- ・「選挙人名簿登録の有無について」の起案において、起案文書の日付は4月3日なのに発送した文書の日付は4月2日となっていた。(選挙管理委員会事務局)
- ・「豊中市長選挙の公費負担に係る選挙運動用ポスター枚数確認書の交付について」及び「豊中市長選挙の公費負担に係る選挙運動用自動車燃料代確認書の交付について」の起案において、委員長の公印を使用しているのに、控え文書等に契印をしていなかった。(選挙管理委員会事務局)
- ・「大阪府議会議員補欠選挙選挙長告示について」及び「豊中市長選挙及び豊中市議会議員補欠選挙選挙長告示について」の起案において、選挙長の公印を使用しているのに、控え文書に公印を使用したことを示す印を押印していなかった。(選挙管理委員会事務局)
- ・出張命令簿において、旅費チェックに記載のないものがあつた。(選挙管理委員会事務局)
- ・交通機関の遅延による遅刻について、誤った様式を使用していた。(選挙管理委員会事務局)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出退勤システムにおいて、時間外勤務の登録がなされていないにもかかわらず、退庁時刻が勤務時間を大きく超えているものがあつた。(選挙管理委員会事務局)
- ・出勤時刻が8：45以降であるにもかかわらず、休暇の入力がなされていないものがあつた。(選挙管理委員会事務局)
- ・臨時職員出勤簿において、年次有給休暇の欄に記載がなかった。また、一か月の合計が鉛筆書きであり、実績報告欄には押印がなかった。(選挙管理委員会事務局)

(5) 教育委員会（小・中学校）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・学校徴収金について、収入荷が作成されていなかった。（桜井谷小学校）（中豊島小学校）（野田小学校）（島田小学校）（豊島北小学校）（緑地小学校）（第一中学校）（第十一中学校）
- ・学校徴収金について、修学旅行・林間学校の積立金の出納簿、支出荷が作成されておらず、通帳のコピーに書き込んでいた（ただし積立はしておらず、行事の前に一括入金で必ず個人名を入れてもらうので収入については詳細はわかるとのこと。支出荷はないが、精算報告書にすべての領収書を添付している）。（島田小学校）
- ・学校徴収金の5・6年積立金において、出納簿に一部記載誤りがあった。（緑地小学校）

②支出事務に関する事項

- ・学校徴収金について、5年積立金の出納簿において、保管のために預け入れる口座を誤り、正しい口座に移すために出金したが、その際支出荷が作成されていないものがあった。（桜井谷小学校）
- ・学校徴収金について、6年積立金において、本来出入金があれば随時出納帳に記載すべきところが、7月27日（8月31日確認）時点までしか記載されていなかった。また、支出荷に添付された領収書に日付がないものがあった。（桜井谷小学校）
- ・学校徴収金について、支出荷に根拠書類を糊付けまたはホッチキス止めしていなかった。（桜井谷小学校）
- ・学校徴収金について、転出者の納入済分を卒業アルバムに充当する旨、その保護者から口頭での同意をもって学校長に支出荷を立て口座から出金しているが、保護者からの同意書の徴取がなされておらず、また、出金後は現金で保管されていた。（桜井谷小学校）
- ・学校徴収金について、平成29年度の学年末に生じた学習費の残余金について、

画用紙等の購入に充てるために口座から引き出されていたが、支出伺は作成されておらず、また、いまだ使用されず現金で保管されていた（学年末の精算報告では画用紙代に充当する旨保護者に報告済みのため、速やかに目的通り使用することが望ましい）。（野田小学校）

- ・学校徴収金の5年積立金において、精算報告書に添付された領収書に宛名がなかった。（島田小学校）
- ・学校徴収金について、林間学舎の残額を一部返金しているが、支出伺、保護者からの領収書がなかった。（島田小学校）
- ・学校徴収金の学級費において、精算報告書に添付された領収書に宛名のないものがあった。（豊島北小学校）
- ・学校徴収金の3年3組学級会計簿において、転出者返金12円の領収書が綴られていなかった（転出した保護者に領収書を送付したが、まだ返送されていないとのこと）。（緑地小学校）
- ・学校徴収金の生徒会費の支出伺において、添付された楽器の修理代97,200円の領収書に、「出張修理代」としか記載されておらず、内容が不明瞭であった。（第一中学校）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・タクシーチケットを誤って1枚破棄していた。（桜井谷小学校）
- ・切手受払簿の累計額に誤記があり、保管切手が2円分不足していた。（野田小学校）
- ・切手の保管において、29年度に購入し余った体験学習事業に係る切手（82円切手10枚）が、30年度の学校配当事業に係る切手に紛れていた。（第一中学校）

⑤物品管理事務に関する事項

- ・理科実験室の薬品管理において、台帳に記載されている分量と実際の量に相違があるものがあった。（桜井谷小学校）（中豊島小学校）（野田小学校）（緑地小学校）（第十一中学校）
- ・消防用設備等点検結果報告書において、指摘された事項が、すみやかに改善されていないものがあった（教育総務課で対応予定とのこと）。（桜井谷小学校）（中豊島小学校）（野田小学校）（島田小学校）（豊島北小学校）（緑地小学校）（第一中学校）（第十一中学校）
- ・理科実験室の薬品管理において、薬品台帳に劇薬等を使用した日を記載しておらず、使用者及び管理責任者の押印もされていなかった。（中豊島小学校）
- ・備品管理について、グランドピアノが、使用されていない教室に、調律もされていない状態で置かれていた。（野田小学校）
- ・消防用設備等点検において、不備が指摘された避難はしごが備品台帳に登録されていなかった。また、昭和44年に取得した救助袋2点が備品台帳に登録された

ままになっていた（教育総務課で対応予定とのこと）。（島田小学校）

- ・備品管理において、陶芸窯が、屋外に設置された小屋に置かれていたが、故障しており使用できない状態で、小屋は倉庫として使用されていた。（豊島北小学校）
- ・消防用設備等点検において、不備が指摘された救助袋が備品台帳に登録がなされていなかった（教育総務課で対応予定とのこと）。（豊島北小学校）
- ・陶芸釜が設置されている教室の隣に、間仕切りとビニールで区切って、放課後こどもクラブの教室が設置されていた（児童数が多く、また放課後こどもクラブの利用生徒も多いため教室が不足しているとのことであった）。（緑地小学校）
- ・備品管理において、校長用椅子（H元. 8. 1 6 購入 36,256円）が、廃棄されているのに備品台帳に記載されていた。（第一中学校）
- ・理科準備室に保管のビデオプロジェクターに、備品シールが貼り付けされていなかった。（第一中学校）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・市職員の出張命令簿に校長印の押印漏れがあった。（桜井谷小学校）
- ・検食簿に検食者の氏名、検食時間の記載漏れがあった。（桜井谷小学校）（豊島北小学校）
- ・プール日誌において、校長の印が漏れていた。（桜井谷小学校）（野田小学校）
- ・出張命令簿の合計欄に記載漏れ、旅費入力チェック欄にチェック漏れがあった。（島田小学校）
- ・給食検食簿に検食時間の記載漏れがあった。（島田小学校）
- ・プール日誌において、鉛筆で記入されていた。（島田小学校）
- ・出張命令簿の合計欄に記載漏れがあった。（豊島北小学校）
- ・プール日誌において、担当印の漏れているもの、鉛筆で記入されたものがあった。（豊島北小学校）
- ・健康診断票について、転入前の学校の記録が送付されていない生徒があった。（第十一中学校）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・週休日の振替簿に教頭、校長の押印漏れがあった。（桜井谷小学校）

(6) 教育委員会

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆市立コミュニティプラザの施設管理について（公民館・共通事項）

「市立コミュニティプラザ施設管理業務委託契約」における仕様書に定めている業務組織表、人員配置計画表及び現場従事者の名簿の提出がされていなかった。備品貸与一覧及び備品貸与受領確認書がなかった。また、清掃業務要領に定めている業務の内容について実施後の報告様式が定められていないため報告確認がされていなかった。

措置通知公表日	令和2年2月3日	公表第3号
---------	----------	-------

◆公民館使用料の減免について（中央公民館）

公民館条例施行規則第8条において、「使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申込書を館長に提出しなければならない。」とあるところ、当該申込書が提出されないまま減免が決定されていた。

措置通知公表日	令和2年2月3日	公表第3号
---------	----------	-------

◆各公民館における行政文書の管理について（公民館・共通事項）

起案文書、調定決議書などの財務会計上の文書、公民館やコミュニティプラザの申込書及び減免申請書、清掃や設備管理などの受託業者からの報告書、公民館事業評価シートなど多くの文書について、不適切な保存年限の簿冊に綴じられている、未登録の簿冊に綴じられている、供覧若しくは決裁がなされていない、各担当で保管されているなど、適切な簿冊管理がなされていないものが見受けられた。

措置通知公表日	令和2年2月3日	公表第3号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆市立コミュニティプラザの管理委託料について（公民館・共通事項）

コミュニティプラザの管理については、一定の金額を支払い、地域団体にゆだねているが、その金額は予算内訳でしかわからない。明確化、透明化の観点から、内規、要綱等で定めるなど検討されたい。

措置通知公表日	令和2年2月3日	公表第3号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・公民館使用において登録グループの体験講習会を減免としているが使用料減免申込書の提出がされていなかった。【公民館条例施行規則第8条】（千里公民館）

②支出事務に関する事項

- ・平成29年度分館交付金出納簿、支出命令書（No.1 桜井谷～刀根山）綴において、支出命令書の明細（商品名）の欄に物品等の購入目的の記載のないものが散見された（食糧費の執行において品名の記載はあるが会議や事業名の記載がないなど）。また、支出命令書に添付された領収書に、住所や代表者名の記載がないもの、品名等の記載がなく内容が分からないもの、代表者印の押印のないものが散見された。また、支出命令書に添付された領収書（51,840円）に収入印紙の添付がなかった。（中央公民館）
- ・市民協働部予算で支出すべき旅費を教育委員会予算で支出していた。（中央公民館）
（螢池公民館）（庄内公民館）
- ・講師謝礼金の支出負担行為何兼決定書の総務課合議がされていないものがあった。（庄内公民館）

③契約事務に関する事項

- ・「豊中市立中央公民館一般廃棄物処理業務契約」に係る契約書と仕様書が一体となっていなかった。（中央公民館）
- ・「豊中市立大池コミュニティプラザ施設管理業務委託契約」の締結において、締結時に見積書を徴取しているが合計金額のみの見積書となっており内訳明細が不明となっていた。また、契約書と仕様書及び清掃仕様書が一体になっていなかった。（螢池公民館）
- ・「豊中市立庄内コミュニティプラザ施設管理業務委託契約」の締結において、締結時に見積書を徴取しているが合計金額のみの見積書となっており内訳明細が不明となっていた。また、契約書と仕様書及び清掃仕様書が一体になっていなかった。（庄内公民館）

④現金等管理事務に関する事項

- ・各公民館で実施する有料講座において、講座で使用する材料を講師が用意し、材料代を実費費用として職員が受講者から受領しその全額を講師へ支払う事務を行っているが、統一した事務処理がされていなかった（預り書様式、受領印の押印、講師からの領収書の徴取など）。（公民館・共通事項）

⑤物品管理事務に関する事項

- ・駐車券交付簿（豊中市螢池駅西自動車駐車場の駐車券用）について、使用目的を記載する欄がなかった。（螢池公民館）
- ・備品台帳に記載されている平成7年7月購入の掃除機の現物確認ができなかった。（中豊島コミュニティプラザ）
- ・備品台帳に記載されている平成7年6月購入のVHSビデオ付きテレビが使用不能にも関わらず保管されていた。（中豊島コミュニティプラザ）
- ・備品台帳に記載されている平成12年3月31日購入のテレビ（ビクターAV-25SR9台付）が、登録の設置場所になかった。（大池コミュニティプラザ）

- ・備品台帳に記載されている平成7年7月購入の掃除機の現物確認ができなかった。(庄内コミュニティプラザ)
- ・備品台帳に記載されている平成7年6月購入のVHSビデオ付きテレビが使用不能にも関わらず保管されていた。(庄内コミュニティプラザ)
- ・備品台帳に記載されている平成7年6月購入のホワイトボード(2台)の現物確認ができなかった。(庄内コミュニティプラザ)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・公民館条例施行規則第6条第3項に規定されている「館長は施設の使用を承認したときは、毎月5日までに前月分を教育長に報告しなければならない。」となっているが、報告がされていなかった。(公民館・共通事項)
- ・起案文書の保存年限について、長期契約関係や分館交付金関係などにおいて、保存年限の誤りが散見された。(公民館・共通事項)
- ・各館において、同じ事務(簿冊登録、文書管理、旅費執行の予算区分、講座参加費及び講師謝礼金の領収事務、コミュニティプラザ関係、談話室利用者の計数方法、利用申込書様式、利用申込書保管方法)を異なる方法で処理しているため、それらを各館共通のものにすることが望ましい。(公民館・共通事項)
- ・公民館運営協議会(永年)綴において、「公民館運営協議会委員の推薦について」の推薦書類について、消せるボールペンで作成されたものを受領していた。(中央公民館)
- ・起案文書において、施行日の記載漏れ、鉛筆での修正や訂正印が押印されていないものが散見された。(中央公民館)
- ・講座メンバー募集の起案文書において、氏名、住所、電話番号が記載された電話受付簿が添付されているが、起案文書の開示区分について部分公開ではなく公開となっていた。(中央公民館)
- ・委託関係文書の保存年限は5年であるべきところ、「平成29年度豊中市立中豊島コミュニティプラザ施設管理業務委託契約の締結について」文書を「コミュニティプラザ関係書類 3年」簿冊で管理していた。(中央公民館)
- ・長期継続契約、支出負担行為併決定書、調定決議書など登録が望ましい簿冊が登録されていなかった。(螢池公民館)
- ・起案文書(「平成31年度螢池公民館グループ登録(新規)受付について(公民館登録グループ3年簿冊分)」)が未登録の簿冊(「第35回(2018)螢池公民館まつりグループ連絡会)」に綴られていた。(螢池公民館)
- ・公民館グループ登録申込書が、未登録の「平成30年度(2018年度)グループ登録申込書綴」に綴じられており、また、登録の起案がなされていない。当該申込書は個人情報に記載されているが、必要な管理(簿冊登録、起案での開示区分の設定など)がなされていない。(螢池公民館)
- ・使用中止に伴う螢池公民館使用承認申込書(変更分)について、取扱者、副館長、館長の押印がないものがあった。(螢池公民館)

- ・ 講座終了後に作成することとなっている講座報告書や公民館事業評価シートが作成されていない講座が見られた。(螢池公民館)
- ・ 公民分館講座実施報告書が、公民分館（5年）綴に關係書類として綴られてなかった。(庄内公民館)
- ・ 各講座終了後に作成される公民館事業評価シート關係書類が簡易供覧されているが、簿冊管理がされておらず各担当者での保管となっていた。(庄内公民館)
- ・ 長期契約簿冊が文書管理システムで登録作成されていないため、長期継続契約案件が、保存年限が異なる委託等契約（5年）簿冊に綴られていた。(庄内公民館)
- ・ 登録が望ましい簿冊が登録されていない（支出負担行為何兼決定書、調定決議書など）。(庄内公民館)
- ・ 起案書において施行日の記載漏れが散見された。(千里公民館)
- ・ 公民館使用減免申込書綴及び千里公民館使用依頼状・回答綴について、文書管理システムでの簿冊登録がされていなかった。(千里公民館)
- ・ 支出負担行為何兼決定書、調定決議書など登録が望ましい簿冊が文書管理システムに登録されていない。(千里公民館)
- ・ 市立コミュニティプラザ施設管理運営要綱第14条に定めている使用申込書第1号様式、使用承認書第2号様式を使用していなかった。(中豊島コミュニティプラザ)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・ 出張命令簿において、旅費入力欄が空白のものが散見された。(庄内公民館)

(7) 政策企画部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆金券類の管理について（とよなか都市創造研究所）

平成18年度末をもって、豊中市政研究所が機構改革により市の補助金で運営する任意の団体を解散、平成19年度からはその業務が市長を補助する内部組織として、とよなか都市創造研究所に引き継がれたが、金券類（葉書、バス回数券、テレホンカード、印紙、図書券、図書カード、現物総額26,960円）について、平成19年度に新たに受払簿が作成されることなく保管されたままとなっていた。葉書、印紙については、平成18年度から引き継がれた残枚数と平成30年11月9日現在の現物枚数に相違があった。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第9号
---------	------------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・有料刊行物について、無料と有料の頒布基準について、一定の考えはあるものの要項等は定めてはなかった。（とよなか都市創造研究所）
- ・とよなか地域創生塾受講料後期分について、納入期限が平成30年10月19日となっているが11月9日現在1名（13,000円）が未収納となっていた（第11回講座10月13日開催）。（とよなか都市創造研究所）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・郵便切手受払簿において、使用枚数残枚数は合致していたが、切手使用者の氏名と押印欄はあるものの月計、累計の記載と担当者若しくは課長による確認欄がなく、使用枚数と残枚数の確認が定期的に行われているか受払簿では確認ができないものとなっていた。（企画調整課）
- ・H30年1月29日に購入されたラガールカードが30,000円（3,000円×10枚）分あるにもかかわらず、出張時使用せずに管内旅費で請求しており、4月か

ら使用金額がゼロで使用されていなかった。(企画調整課)

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 文書管理システムへの簿冊登録について、長期継続契約関係綴が登録されておらず、機械借上契約等の長期継続契約関係起案が委託契約5年簿冊に綴られていた(単年度契約と長期継続契約では保存年限が異なる)。(とよなか都市創造研究所)
- ・ とよなか地域創生塾綴(5年)において、受講者決定通知の送付についての起案で、氏名・住所・電話番号の一覧表、学生証の写しが添付されているが、開示区分が部分開示ではなく開示となっていた。(とよなか都市創造研究所)
- ・ とよなか地域創生塾企画運營業務委託契約において、受託者から提出された再委託承諾申出書の決裁日施行日の記載漏れがあった。(とよなか都市創造研究所)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・ 出張命令簿(管内)において、旅費合計欄に記載のないものがあった。(企画調整課)

(8) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆豊中都市管理株式会社の借入金について（市街地整備課）

市営駐車場にかかる土地建物について第3セクターである豊中都市管理株式会社が立て替え取得したことに要した借入金の返済利息支払いのために、本市は18年間豊中都市管理株式会社とその返済の原資を支払っており、あと2年間支払わなければならない。この豊中都市管理株式会社の借入金の借入先は、豊中都市管理株式会社の株主である金融機関であるので、本市は株主として、金融機関と、豊中都市管理株式会社の借入金の繰り上げ返済について交渉されたい。

措置通知公表日	平成31年4月26日	公表第7号
---------	------------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・委託契約5年において、契約決議書に決裁年月日の記入がされていなかった。（千里ニュータウン再生推進課）
- ・豊中駅西自動車駐車場借受者プロポーザル方式公募起案において、貸付料積算の根拠の添付がなかった。（市街地整備課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品管理において、職員用の机・椅子が移管の手続きがされておらず、正しく登録されていないものがあった。（千里ニュータウン再生推進課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・千里ニュータウン関係5年綴において、部分開示とすべき起案文書が開示文書とされていた。（千里ニュータウン再生推進課）

- ・出張命令簿において訂正印の押印漏れがあった。(千里ニュータウン再生推進課)
- ・千里中央地区再整備関係10年、千里ニュータウン再生連絡協議会関係5年において、起案文書の施行日が漏れているものがあった。(千里ニュータウン再生推進課)
- ・支出負担行為兼決定書綴において、総務担当・総務課の決裁印の漏れているものがあった。また、決裁年月日、負担行為日の記入漏れがあった。(千里ニュータウン再生推進課)
- ・出張命令簿において、所属長の押印漏れ並びに定期券の有無及び定期券の区間の記載漏れがあった。(市街地整備課)
- ・大阪府知事からの「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金交付決定通知書」の收受手続がなされていなかった。(市街地整備課)
- ・指定管理者である豊中市管理株式会社から提出された出資法人等の評価・カルテシート(平成29年度実施分)の收受手続がなされていなかった。(市街地整備課)
- ・中心市街地活性化綴において、「中心市街地にぎわい事業助成金交付決定通知書」及び「中心市街地にぎわい事業助成金不交付決定通知書」並びに「豊中市中心市街地にぎわい助成応募事業の評価にかかる会議の開催通知」の控え文書に施行日が記載されていなかった。(市街地整備課)
- ・国庫補助金(住市総)10年綴において、「平成30年度密集市街地総合防災事業補助金交付決定通知書」の收受手続がなされていなかった。(市街地整備課)
- ・支出負担行為兼決定書綴において、訂正印の押印漏れがあり、また平成30年度分の螢池駅西自動車駐車場に係るルシオーレ管理費の支出額の根拠となる資料が添付されていなかった。(市街地整備課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(9) こども未来部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆放課後こどもクラブの専用区画面積について（こども事業課）

豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後こどもクラブの専用区画面積は、児童1人当たりおおむね0.9平方メートル以上とされているところ、平成30年（2018年）10月1日現在、新田小学校では0.86平方メートル、桜井谷東小学校では0.89平方メートルであった。

措置通知公表日	令和2年2月3日	公表第3号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆民間こども園保育所の増改築にかかる補助金について（こども政策課）

民間こども園保育所の増改築工事に対して補助金が出ている。そして、この工事に関しては公共に準じた入札が行われているが、工事の前の設計業務については、入札は行われていない。設計についても大きな補助金が支出されているので、公共に準じて入札を行うように検討されたい。また、入札については、さらなる競争性、透明性が確保されるよう取り組まされたい。

措置通知公表日	令和元年12月5日	公表第15号
---------	-----------	--------

◆こども関連施設の指導監査について（こども政策課）

こども関連施設の指導監査等事務が福祉指導監査課へ移管されるが、こども未来部における補助金の適正執行と福祉部における指導監督業務が円滑に行われるように、かつ、組織が変わっても連携が確保されるための適切な措置をとられたい。

措置通知公表日	令和元年12月5日	公表第15号
---------	-----------	--------

◆放課後こどもクラブ会費の徴収事務について（こども事業課）

放課後こどもクラブ会費の徴収事務、滞納整理は、来年度以降、機構改革により、その業務が教育委員会に移管される。その前に、こども未来部でやるべきことはやり、残された課題は課題として明確にして、教育委員会に事務移管されたい。

措置通知公表日	令和2年11月30日	公表第16号
---------	------------	--------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」運営業務」委託契約について、当該契約の契約期間は平成28年4月1日～平成33年3月31日までの長期継続契約であるが、「契約5年」綴に保管されていた。また、当該契約の支払費目が、細節「委託料」で支出するところ「機械保守委託料」で支出していた。（こども政策課）

③契約事務に関する事項

- ・「契約5年」綴の「第2期子育て・子育て支援行動計画骨子策定支援業務」委託契約書第12条において、契約金額の分割請求ができるとしているが、分割する場合の金額の根拠となる規定がなかった。（こども政策課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・腸内細菌検査等における支出負担行為決議書、契約決議書の決裁日、契約日の記載漏れが見受けられた。（こども政策課）
- ・出勤簿において、月毎の集計、合計、減額時間欄の記載が鉛筆書きとなっていた。（こども政策課）
- ・起案文書において、決裁日、施行日、決裁区分の記載漏れが見受けられた。（こども政策課）
- ・「一般事務決裁関係」綴において、施行日のない起案が散見された。（こども政策課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(10) こども未来部（こども園）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆敷地内における公衆電話の設置について（高川こども園）

高川こども園敷地内に設置されている公衆電話について、使用許可の手続きがなされていなかった。また、設置使用料の徴収がされていなかった。速やかにすべての市立こども園について、公衆電話等の設置状況を確認されたい。

措置通知公表日	令和元年12月5日	公表第15号
---------	-----------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・実習生給食費領収書（控）綴及び緊急一時保育料領収書（控）綴において、書き損じた原本及び控を折り曲げた状態で保管していたため、「×」や「書損」などを書き入れて使用できないようにすること、誤って切り離されないように原本と控を接着することを指導した。（島田こども園）
- ・延長保育時間について、計数誤りがあった。（島田こども園）
- ・おやつ講座に7名参加者がいたところ、内1名分の領収書原本が残っていた。（旭丘こども園）
- ・延長保育時間について、タイムカードの計数データをエクセルの表に転記する際、漏れがあった。（旭丘こども園）
- ・緊急一時保育料領収書の書き損じ分の原本が破棄されていた。（東豊中こども園）
- ・保育タイムカードについて、退園時間の打刻漏れや鉛筆での記入があった。（東豊中こども園）
- ・緊急一時保育明細綴の11月12日分について、2,200円のところ2,600円との記載誤りがあった。（原田こども園）
- ・延長保育時間について、計数誤りがあった。（原田こども園）
- ・指導食実施負担金報告書の4月分において、日額200円×15日で3,000円のところ、4,900円と記載誤りがあった。（高川こども園）
- ・緊急一時保育明細表の5月分の利用日の記載に誤りがあった。（高川こども園）
- ・延長保育時間について、計数誤りがあった。（高川こども園）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 時間外勤務命令簿（正職・再任用）において、鉛筆や消せるボールペンでの記載や訂正印の押印がないものが見受けられた。（島田こども園）
- ・ 消耗品納品書綴において、すべての納品書に納品日、納品確認印がなかった。（島田こども園）
- ・ すべての調定決議書及び通知書の決裁日の記載がなかった。（島田こども園）
- ・ 勤務を要しない日の振替簿において、本人印が押印されていないものがあった。（島田こども園）
- ・ 簿冊について、文書管理システムに登録していない簿冊があった。また、登録されているが文書管理システムの背表紙を使用していないために、簿冊名がわずかに異なるもの、保存年限がわからないものが散見された。（こども園）
- ・ 出張命令簿において、出張時間、出勤前、出張後直帰の欄の記載漏れ、訂正印の押印漏れが散見された。（旭丘こども園）
- ・ 指導食提供日数表 1 1 月分において、記載された数値を手書き修正しているが訂正印の押印がなかった。（東豊中こども園）
- ・ すべての調定決議書及び通知書の決裁日の記載がなかった。（東豊中こども園）
- ・ 納品書綴において、納品日や受領者が不明の状態での納品書が綴じられていた。（東豊中こども園）
- ・ 時間外勤務命令簿の事前命令において、予定時間の記載がなかった。（東豊中こども園）
- ・ 勤務を要しない日の振替簿において、データ整理印の押印漏れがあった。（東豊中こども園）
- ・ 消耗品納品書綴において、すべての納品書に納品日、納品確認印がなかった。（原田こども園）
- ・ すべての調定決議書及び通知書の決裁日の記載がなかった。（原田こども園）
- ・ 出張命令簿において、出勤前出張、出張後直帰の欄の記載漏れがあった。（原田こども園）
- ・ 出張命令簿において、出張時間、出勤前出張、出張後直帰の欄の記載漏れ、記載誤りが散見された。（高川こども園）
- ・ 出勤簿（出退勤システム）において、B型肝炎ワクチン接種については職務免除の登録をすべきところ出張の登録がなされていた。（高川こども園）

- ・納品書綴において、納品日や受領者が不明の状態での納品書が綴じられていた。(高川こども園)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出張命令簿において、定期券で利用できる区間について支給されているものがあった(220円実支給→定期券利用の場合120円、100円過払い)。(旭丘こども園)
- ・出張命令簿において、出張費用1,020円のところ700円で実支給されていた。(320円支給不足)。(旭丘こども園)
- ・時間外命令簿において、事前命令の予定時間欄の未記載、事前決裁がないものが散見された。(旭丘こども園)

(11) 豊中市管理株式会社【財政援助団体】

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。
該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。
該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

・支出何書綴において、訂正印の押印漏れがあった。

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

・決裁書綴において、情報政策課に提出した上半期の文書受発件簿と決裁書綴に綴られている文書を突合し、一致したが、起案番号及び施行日の記載や契印の押印がなく、また、代表者印を押印したことを示す印の押印漏れがあった。

⑦職員の給与・手当等に関する事項

・大阪北部地震の日にタイムカードに出勤時刻の打刻漏れがあるにもかかわらず、カードリーダー打刻漏れ処理票に記載がないものがあった。